

平成29年度行政評価シート【個表】

平成 29 年 6 月 5 日

評価対象事業		評価者	学務課担当課長 小日山 明	
教育-21	実施事業	教職員運営事業	自治事務	主管課
	まち・ひと・しごと		法定受託事務	関連課
総合計画上の位置付け	分野	学校教育	施策の方針	安全・安心で開かれた学校づくり

1 事業の目的

対象	県費負担教職員
意図	教職員の健康管理を行い、学校教育の質の向上を図るため。
効果	教職員の心身の健康増進を図り、豊かで質の高い教育を実現する。

2 平成28年度に実施した事業の概要

- ・教職員の適正な人事配置を行った。
- ・学校管理職としての資質の向上を図るための研修を行った。
- ・一日健康診断を行い、教職員の健康増進に努めた。
- ・福利厚生活動を実施し、教職員の元氣回復に努めた。

3 事業費等基礎データ

人口等のデータ	データ区分	27年度決算	28年度決算	データ区分	29年度当初予算	備 考
	人 口	177,243人	176,869人	人 口	176,466人	
運営資源状況	世 帯 数	80,676世帯	80,928世帯	世 帯 数	81,150世帯	・各年3月31日 (住民基本台帳)
	事業の対象者数	662人	662人	事業の対象者数	654人	
	決算値(千円)	9,877	10,132	当初予算(千円)	11,007	
	国県支出金			国県支出金		
事業経費運営	地方債			地方債		
	その他	240	240	その他	240	
	一般財源	9,637	9,893	一般財源	10,767	
	人員配置数	2.0	2.0	人員配置数	2.0	
事業経費運営	人件費(千円)	15,495	15,506	人件費(千円)	15,591	
	総事業費(千円)	25,372	25,638	総事業費(千円)	26,598	
	市民1人当りの経費(円)	143	145	市民1人当りの経費(円)	151	
事業経費運営	対象者1人当りの経費(円)	38,326	38,728	対象者1人当りの経費(円)	40,670	

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	3. 統合できない
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、ニーズに応じて実施する事業ではない
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	3. 廃止・休止による影響は大きくある
有 効 性	事業の成果は得られているか	3. 十分な成果が出ている
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-2. 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施
		協働実施済の場合のパートナー
事業内容の方向性	☒ a: 事業内容を見直す ☐ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	見直し ☒ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他
		見直し 教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保するための支援策として、学校安全衛生管理体制を推進するとともに、教育指導課と連携し、教職員の業務負担を軽減するよう、校内支援システムの改善を図るため、予算の確保が必要となる。
予算規模の方向性	☒ A: 予算規模を拡大する ☐ B: 予算規模は現状維持とする ☐ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 本事業は、学校運営の円滑な遂行と教職員の健康増進のために従来から実施している。今後は、教職員の業務実態の現状を把握し、業務負担の更なる軽減を図ることを目的として、校内支援システムの改善に取り組むとともに、教職員が心身ともに健康で職務に専念できるよう安全衛生管理体制を推進するため、予算規模の拡大が必要となる。
		事業へ統合
総評(評価に対する考え方、根拠等) 教職員の年齢構成に偏りがなくなるよう、他市町との広域人事交流を積極的に図る。また、総括教諭や管理職への若手人材登用を推進するなど長期的な視点で教職員の人事配置を進めるとともに、円滑な学校運営に重要な影響を及ぼす教職員の健康管理や安全衛生について充実を図る。 健康診断については、学校保健安全法第15条(職員の健康診断)「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」との規定により、厚生事業については、地方公務員法第42条(厚生制度)「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」との規定により、実施が義務付けられている。 また、鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策として教育環境の整備が示されており、教職員の心身の健康維持に必要な支援の充実を図るため、学校安全衛生管理体制の推進が不可欠であり、今後、業務実態調査及び業務改善アドバイザーの指導等により、検討を重ねていく。 さらに、教職員の業務負担の軽減を図るよう、教育指導課と連携しながら校務支援システムの改善に取り組むことが必要と考える。		

